

[illegible]

等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成十七年五月二十五日）から施行する。

附 則（平成一十七年五月三十一日国土交通省令第六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十七年六月一日から施行する。

附 則（平成一十七年九月一日国土交通省令第八九号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年三月一日から施行する。

附 則（平成一十七年一月二日国土交通省令第一〇四号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十七年十二月二十六日から施行する。

附 則（平成一十八年四月二八日国土交通省令第五八号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

（経過措置）

第三条 この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令の規定による処分、手続、その他の行為は、この省令による改正後の省令（以下「新令」という。）の規定の適用については、新令の相当規定によつたものとみなす。

附 則（平成一十八年九月二九日国土交通省令第九二号） 抄

1 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一十八年九月二九日国土交通省令第九三号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。ただし、第二条、附則第三条及び第四条の規定は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一十八年二月二七日国土交通省令第一二二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年三月一日国土交通省令第六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年六月一九日国土交通省令第六七号）抄

この省令は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年六月二十日）から施行する。

附則（平成一九年九月二〇日国土交通省令第七九号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一九年九月二八日国土交通省令第八三号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成十九年九月三十日から施行する。

附則（平成一九年十一月一六日国土交通省令第八九号）抄

（施行期日）

1 この省令は、道路運送法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成十九年十一月十八日）から施行する。

附則（平成二十年七月一六日国土交通省令第九六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、海上運送法及び船舶法の一部を改正する法律（附則第一条ただし書に規定する規定を除く。）の施行の日（平成二十年七月十七日）から施行する。

附則（平成二〇年二月一日国土交通省令第九七号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

3 特例民法法人についての国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第三条、第四条、第八条、別表第一及び別表第三の規定の適用については、この省令による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成二一年五月一日国土交通省令第三五号）抄

(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十二年五月一日から施行する。
附 則 (平成二十一年八月二八日国土交通省令第五三号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日(平成二十一年九月一日)から施行する。
附 則 (平成二十二年六月二八日国土交通省令第三七号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。
附 則 (平成二十四年二月二八日国土交通省令第九一号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。
附 則 (平成二五年二月二八日国土交通省令第八号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、船員法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十五年三月一日)から施行する。
附 則 (平成二五年五月一日国土交通省令第三一号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、二千六年の海上の労働に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。
附 則 (平成二六年一月一〇日国土交通省令第一号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二六年四月一日から施行する。
附 則 (平成二六年一月二二日国土交通省令第六号) 抄
(施行期日)
1 この省令は、平成二六年四月一日から施行する。
附 則 (平成二六年二月二七日国土交通省令第二三号) 抄
(施行期日)
1 この省令は、総合特別区域法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五十三号) 附則第

一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月三十一日）から施行する。

附 則（平成二六年一月二二八日国土交通省令第九〇号）抄

この省令は、マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二六年十二月二十四日）から施行する。

附 則（平成二七年一月二九日国土交通省令第五五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、建築基準法の一部を改正する法律（平成二六年法律第五十四号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二七年六月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条

4 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二八年二月二九日国土交通省令第一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、建築基準法の一部を改正する法律（平成二六年法律第五十四号。以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二八年六月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成二八年八月三一〇日国土交通省令第六三三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第三条の規定は、平成二十八年十一月一日から施行する。

附 則（平成二九年九月二九日国土交通省令第五五五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二九年十月一日）から施行する。

附 則（平成三〇年六月一五〇日国土交通省令第四九四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成三〇年二月二六日国土交通省令第九〇号）抄

（施行期日）

1 この省令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条に掲げる規定の施行の日（平成三一年九月一日）から施行する。

附 則（平成三一年二月一五〇日国土交通省令第四四号）抄

（施行期日）

この省令は、平成三一年四月一日から施行する。

附 則（平成三一年三月二六日国土交通省令第二二二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、法の施行の日から施行する。ただし、附則第二条から第十号までの規定、附則第十二号の規定、附則第十四号中国土交通省組織規則（平成三三年国土交通省令第一号）附則第八条の次に一条を加える改正規定及び附則第十五号中国土運輸局組織規則（平成三四年国土交通省令第七三三三号）附則第三条の次に十一号を加える改正規定は、法附則第一条第二号の政令で定める日（平成三一年四月一日）から施行する。

附 則（令和二年八月三一〇日国土交通省令第七二二号）抄

（施行期日）

この省令は、令和二年十月一日から施行する。

附 則（令和三年七月九日国土交通省令第四七四号）抄

（施行期日）

この省令は、道路法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附 則（令和三年八月三一〇日国土交通省令第五三三三号）抄

（施行期日）

1 この省令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則（令和三年一〇月二〇日国土交通省令第六七七号）抄

（施行期日）

この省令は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年二月二十日）から施行する。

附 則（令和三年一一月一九日国土交通省令第七一一号）抄

（施行期日）

1 この省令は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年十一月二十日）から施行する。

附 則（令和三年一二月一五〇日国土交通省令第七七七号）抄

（施行期日）

1 この省令は、マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律及びマンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附 則（令和四年三月三二日国土交通省令第三四四号）抄

（施行期日）

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和五年九月一日国土交通省令第六七七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年十月一日（次条及び附則第三条において「施行日」という。）から施行する。

附 則（令和五年九月二五〇日国土交通省令第七五五号）抄

（施行期日）

この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附 則（令和五年九月二九日国土交通省令第七七八号）抄

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年一二月二八日国土交通省令第九八八号）抄

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年一一月二九日国土交通省令第五五五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

別表第一（第三条及び第四条関係）

法律	改正する法律	改正する法律の施行期日
船舶安全法（昭和八年法律第十一号）	第二十五条の五十三第一項及び第二十五条の五十九（これらの規定を第二十五条の六十八、第二十五条の七十、第二十八条第七項及び第二十九条の三第三項において準用する場合を含む。）	令和五年十月一日
船員法（昭和二十二年法律第百号）	第十八条第一項（同項第一号及び第三号に掲げる書類（同項第一号に掲げる書類にあつては、船舶国籍証書及び船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第九号第一項第一号に掲げるものに限る。）の備置きに限る。）、第五十八條の二、第六十七條第一項、第百条の八、第百条の十九第一項及び第百条の二十七	令和五年十月一日
船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十三号）	第三十八條（第四十條第四項において準用する場合を含む。）、第七十七條第二項及び第八十六條第二項	令和五年十月一日
建設業法（昭和二十四年法律第百号）	第二十六條の十三第一項（第二十七條の三十二において準用する場合を含む。）	令和五年十月一日
水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）	第二十一条第一項及び第二十五条（これらの規定を第三十二条において準用する場合を含む。）並びに第五十四條（第五十八條において準用する場合を含む。）	令和五年十月一日
海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）	第十五条（第二十條の二第四項及び第五項並びに第二十一条の五において準用する場合を含む。）	令和五年十月一日
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）	第五十一条の十二第一項	令和五年十月一日

規則（昭和四十九年運輸省令第二十四号）	船内における食料の支給を行う者に関する省令（昭和五十年運輸省令第七号）	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和五十八年運輸省令第四十号）	船舶機関規則（昭和五十九年運輸省令第二十八号）	浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和六十年建設省令第六号）	鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）	貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）	船舶の雇用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二年運輸省令第二十六号）	国際観光ホテル整備法施行規則（平成五年運輸省令第三号）	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律
施行規則（平成五年建設省令第十六号）	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第十五号）	住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）	国土交通大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成十二年総理府・運輸省・建設省令第三号）	マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第一百号）	気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）	船舶安全法及び船舶職員の法の一部を改正する法律附則第三条に規定する経過措置に関する省令（平成十六年国土交通省令第八号）	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（平成十六年国土交通省令第九号）	屋外広告物法施行規則（平成十六年国土交通省令第二百二号）	
第七項並びに第十九条第一項及び第二項	第十四条第一項及び第二項	第一条の五の三	第八条第四項、第二十四条第三項及び第二十八条第三項	第一百一条の二	第十条第五項	第二十四条の十第一項並びに第二十四条の十五第一項及び第二項	第九条の三第四項（第三十四条において準用する場合を含む。）並びに第九条の五第一項及び第二項（これらの規定を第三十四条において準用する場合を含む。）	第二十条第二項	第十一条第二項（第十八条において準用する場合を含む。）	第十五条第三号
登録水先人養成施設及び登録水先免許更新講習に関する省令（平成十八年国土交通省令第九十二号）	建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成二十年国土地交通省令第三十七号）	船員の労働条件等の検査等に関する規則（平成二十五年国土交通省令第三十二号）	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）	別表第二（第五条及び第六条関係）	船舶安全法	船舶職業安定法	船員法	水先法	国際観光ホテル整備法	建築士法
第十三条第二項（第二十条において準用する場合を含む。）	第三十三条第四項（第四十四条において準用する場合を含む。）	第十七条	第五十三条第四項	第二十五条の五十九（第二十五条の六十八、第二十五条の七十、第二十八条第七項及び第二十九条の三第三項において準用する場合を含む。）	第二十五条の五十九（第二十五条の六十八、第二十五条の七十、第二十八条第七項及び第二十九条の三第三項において準用する場合を含む。）	第三十八条（第四十条第四項において準用する場合を含む。）	第五十八條の二、第六十七條第一項及び第一百条の二十七	第二十五条（第三十二条において準用する場合を含む。）及び第五十四条（第五十八條において準用する場合を含む。）	第二十五条	第二十条第一項
道路運送車両法	気象業務法	航空法	旅行業法	土地区画整理法	内航海運組合法	放射性同位元素等の規制に関する法律	踏切道改良促進法	不動産の鑑定評価に関する法律	都市再開発法	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
第九十一条第一項、第九十四条の六第一項及び第九十六条の十四（第九十六条の十九において準用する場合を含む。）	第三十二条の十五において準用する第二十四条の十三	第五十八条第二項	第十二条の二十四（第二十九条において準用する場合を含む。）	第五条、第十五条、第十九条の二第一項、第二十八条第六項及び第五十一条の三	第二十七条第一項、第三十一条第一項及び第二項並びに第五十四条第一項（これらの規定を第五十八條において準用する場合を含む。）	第四十一条の二十において準用する第四十一条の十三	第九條第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）	第七條の十、第十五條の二第一項、第二十七條第六項、第五十條の三第一項及び第六十八條第一項	第九條の二十、第十六條第二項、第十七條の四第二項、第十九條の二十一の二、第十九條の三十五の四第三項及び第四十條の二第一項並びに第九十九條の十五第三項（第九十九條の三十第三項及び第九十九條の四十六第三項において準用する	第九條の二十、第十六條第二項、第十七條の四第二項、第十九條の二十一の二、第十九條の三十五の四第三項及び第四十條の二第一項並びに第九十九條の十五第三項（第九十九條の三十第三項及び第九十九條の四十六第三項において準用する

の推進に関する法律施行規則	別表第四（第十条及び第十一条関係）	船舶安全法	船舶法	建設業法	水先法	海上運送法	測量法	屋外広告物法	通訳案内士法	国際観光ホテル整備法	港湾法	気象業務法	宅地建物取引業法	旅行業法	土地区画整理法	内航海運組合法	放射線同位元素等の規制に関する法律	不動産の鑑定評価に関する法律	都市再開発法	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	大都市地域における住宅及び住宅地土地区画整理法	密集市街地における防災街区の整備並びに防災に関する法律	住宅の品質確保の促進等に関する法律	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	国際航海船舶及び国際港湾施設の保の確保等に関する法律	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	平成一九七七年法律第五十三号
		第二十五条の五十三第二項（第二十五条の六十八、第二十五条の七十、第二十八条第七項及び第二十九条の第三項において準用する場合を含む。）	第百条の十九第二項	第二十六条の十三第二項（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）	第二十一条第二項（第三十二条において準用する場合を含む。）	第十九条の四第五項（第二十条の二第四項において準用する場合を含む。）	第五十一条の十二第二項	第二十条第二項	第四十三第二項	第二十九条第二項	第五十六条の二の十第二項	第三十二条の十第二項	第十七条の十一第二項及び第五十条の六	第十二条の二十第二項（第二十九条において準用する場合を含む。）	第二十八第六項	第三十八第一項及び第二項（これらの規定を第五十五条（第五十八条において準用する場合を含む。）及び第五十八条において準用する場合を含む。）並びに第四十一条及び第五十五条（これらの規定を第五十八条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）	第四十一条の二十において準用する第四十一条の七第二項	第三十九第一項	第二十七第六項	第九條の十四第二項及び第十條の十五第二項並びに同條第三項（第十九條の三十第三項及び第十九條の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九條の四十九第三項及び第四十三條の九第二項において準用する船舶安全法第二十五條の五十三第二項	第五十一條において準用する住宅及び住宅地土地区画整理法第二十八條第三項の促進に関する法律	第七十三條第一項及び第三項の促進並びに第四十八條第三項の促進に関する法律	第二十七第六項	第六條の二第三項及び第十八條第二項（第二十五條第二項、第四十四條第三項及び第六十一条第三項において準用する場合を含む。）	第四十一條の十第二項（第六條の二の二において準用する場合を含む。）	第二十四條第六項（第二百一十條第三項及び第二百一十五條第三項において準用する場合を含む。）	第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第二項	第二十七條第一項

船舶の再資源化解	附則第六條第三項において準用する第三十條第三項において準用する船舶安全法第二十五條の五十三第二項	第七十七條の六の九第二項（第七十七條の六の二十一、第七十七條の六の二十六及び第七十七條の十一の六において準用する場合を含む。）	第十七條の二十七第二項	第三條の十八第十條、第三條の二十二第二項（第六條の十、第六條の十二、第六條の十四及び第六條の十六において準用する場合を含む。）及び第六條の九第十二條（第六條の十二、第六條の十四及び第六條の十六において準用する場合を含む。）	第六條の九第二項	第六條の九第二項	第三十六條の九第二項	第四條の十三第二項（第九條の七の四、第七十條の五及び第八十四條の四において準用する場合を含む。）	第七條の二第二項	第十三條の二十一第十三號	第一百十一條第四項	第四條の九第二項	第十九條第二項	第五十六條第二項、第五十六條の三第二項及び第六十條の五第二項	第五十六條第二項、第五十六條の三第二項、第五十六條の五第二項	第八十四條第二項（第九十一條の六及び第九十六條において準用する場合を含む。）	第二十五條第三項	第二十七條の十一第二項（第二十七條の二十一（第三十八條の四において準用する場合を含む。）及び第三十八條の四において準用する場合を含む。）	第十二條第一項	第十二條の二の十四第二項	第十二條の二の二十六において準用する場合を含む。）及び第十二條の十七の二十	第二十七條第一項、第三十八條第一項及び第四十四條第一項	第二十七條第二項	第二十八條第一項	第二十九條第一項	第三十條第六號	第三十七條第五項
----------	--	---	-------------	---	----------	----------	------------	--	----------	--------------	-----------	----------	---------	--------------------------------	--------------------------------	--	----------	--	---------	--------------	---------------------------------------	-----------------------------	----------	----------	----------	---------	----------

船舶の再資源化解	附則第六條第三項において準用する第三十條第三項において準用する船舶安全法第二十五條の五十三第二項	第七十七條の六の九第二項（第七十七條の六の二十一、第七十七條の六の二十六及び第七十七條の十一の六において準用する場合を含む。）	第十七條の二十七第二項	第三條の十八第十條、第三條の二十二第二項（第六條の十、第六條の十二、第六條の十四及び第六條の十六において準用する場合を含む。）及び第六條の九第十二條（第六條の十二、第六條の十四及び第六條の十六において準用する場合を含む。）	第六條の九第二項	第六條の九第二項	第三十六條の九第二項	第四條の十三第二項（第九條の七の四、第七十條の五及び第八十四條の四において準用する場合を含む。）	第七條の二第二項	第十三條の二十一第十三號	第一百十一條第四項	第四條の九第二項	第十九條第二項	第五十六條第二項、第五十六條の三第二項及び第六十條の五第二項	第五十六條第二項、第五十六條の三第二項、第五十六條の五第二項	第八十四條第二項（第九十一條の六及び第九十六條において準用する場合を含む。）	第二十五條第三項	第二十七條の十一第二項（第二十七條の二十一（第三十八條の四において準用する場合を含む。）及び第三十八條の四において準用する場合を含む。）	第十二條第一項	第十二條の二の十四第二項	第十二條の二の二十六において準用する場合を含む。）及び第十二條の十七の二十	第二十七條第一項、第三十八條第一項及び第四十四條第一項	第二十七條第二項	第二十八條第一項	第二十九條第一項	第三十條第六號	第三十七條第五項
----------	--	---	-------------	---	----------	----------	------------	--	----------	--------------	-----------	----------	---------	--------------------------------	--------------------------------	--	----------	--	---------	--------------	---------------------------------------	-----------------------------	----------	----------	----------	---------	----------

船舶の再資源化解	附則第六條第三項において準用する第三十條第三項において準用する船舶安全法第二十五條の五十三第二項	第七十七條の六の九第二項（第七十七條の六の二十一、第七十七條の六の二十六及び第七十七條の十一の六において準用する場合を含む。）	第十七條の二十七第二項	第三條の十八第十條、第三條の二十二第二項（第六條の十、第六條の十二、第六條の十四及び第六條の十六において準用する場合を含む。）及び第六條の九第十二條（第六條の十二、第六條の十四及び第六條の十六において準用する場合を含む。）	第六條の九第二項	第六條の九第二項	第三十六條の九第二項	第四條の十三第二項（第九條の七の四、第七十條の五及び第八十四條の四において準用する場合を含む。）	第七條の二第二項	第十三條の二十一第十三號	第一百十一條第四項	第四條の九第二項	第十九條第二項	第五十六條第二項、第五十六條の三第二項及び第六十條の五第二項	第五十六條第二項、第五十六條の三第二項、第五十六條の五第二項	第八十四條第二項（第九十一條の六及び第九十六條において準用する場合を含む。）	第二十五條第三項	第二十七條の十一第二項（第二十七條の二十一（第三十八條の四において準用する場合を含む。）及び第三十八條の四において準用する場合を含む。）	第十二條第一項	第十二條の二の十四第二項	第十二條の二の二十六において準用する場合を含む。）及び第十二條の十七の二十	第二十七條第一項、第三十八條第一項及び第四十四條第一項	第二十七條第二項	第二十八條第一項	第二十九條第一項	第三十條第六號	第三十七條第五項
----------	--	---	-------------	---	----------	----------	------------	--	----------	--------------	-----------	----------	---------	--------------------------------	--------------------------------	--	----------	--	---------	--------------	---------------------------------------	-----------------------------	----------	----------	----------	---------	----------

建築士法に基づく 中央指定登録機関 等に関する省令 建築物のエネルギー 消費性能の向上 等に関する法律施 行規則	第二十八条第十二号、第三十 九条第十号及び第四十二 条第十号 第二十一条の四、第四十五 条第十号及び第八十条の五
--	--